

# 自主保安高度化事業者調査マニュアル

[保S-0403-6]

高圧ガス保安協会

## 文書履歴

## 自主保安高度化事業者調査マニュアル [保S-0403]

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
ー 0	2017.6.1	制定
ー 1	2018.2.7	標準処理期間の見直し（起点日の見直し）等
ー 2	2019.10.1	手数料改正に伴う改正、コンビ則様式用語の改正に伴う改正 等
ー 3	2020.8.19	通達の改正に伴う改正（WEBによる調査）等
ー 4	2022.1.1	規定の合理化のための改正 等
ー 5	2022.4.1	出席者の人数制限に係る合理化
ー 6	2023.12.21	通達改正（自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定の創設）に伴う改正

# 自主保安高度化事業者調査マニュアル

## [保S-0403-6]

### 1. 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が業務方法書第28条の3に基づき実施する一般高圧ガス保安規則第15条第1項第8号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第8号又はコンビナート保安規則第14条第1項第8号に基づく「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」（以下「特定自主通達」という。）Ⅱ. 3.（1）に基づく自主保安高度化事業者に関する認定の調査（以下、「自主保安高度化調査」という。）及びⅡ. 3の2.（1）に基づく自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定の調査（以下、「自主保安高度化開放検査時期設定調査」という。）に適用します。

なお、本マニュアルの内容は、特定自主通達の条文をもとに定められています。

### 2. 対象範囲等

#### （1）自主保安高度化調査

自主保安高度化調査の対象範囲は、高圧ガス保安法（以下、「法」という。）第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所となります。

#### （2）自主保安高度化開放検査時期設定調査

自主保安高度化開放検査時期設定調査の対象範囲は、自主保安高度化事業者又は自主保安高度化調査と同時に申請する者となります。

### 3. 申請者の要件

申請を行うことができる者は、その事業所ごとに次の（1）～（5）に掲げる要件をすべて満たすものとします。

（1）高圧ガスの製造を開始した日から2年を経過していること。ただし、「高圧ガスの製造を開始した日」とは、都道府県知事に製造の開始の届出を行った日とします。

（2）過去2年間に第一種製造事業者であって当該事業所又は第一種貯蔵所において、次に掲げる高圧ガスによる災害が発生していないこと。

①負傷者の程度に応じて次の表aからdまでに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死 者	重 傷 者	軽 傷 者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。

軽傷者は負傷の治療に要する期間が30日未満の負傷者をいう。

②直接損害額が2億円以上発生したもの

③次のいずれかに該当し、社会的影響が大きいと認められるもの

1) 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたものの。

2) 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したもの

3) 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したもの

4) 著しい環境破壊を及ぼしたもの

④①から③まで(③1)を除く。)に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては以下のとおり。

1) 大規模な爆発又は破裂が発生したもの

2) 自主保安高度化事業者に関する認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したもの

(3) 法又はこの法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

(4) 自主保安高度化事業者に関する認定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日から2年を経過していること。

(5) 法人であって、その業務を行う役員のうち(3)又は(4)のいずれかに該当する者がいないこと。

## 4. 申請

### 4. 1 スケジュールのお知らせ

協会は、毎年10月に別紙の「自主保安高度化調査及び自主保安高度化開放検査時期設定調査の申込、申請受付等のスケジュールについて」に基づき、次年度に現地調査又はWEB調査を実施する調査のスケジュールについて、ホームページに掲載します。

申請受付数の状況によって、現地調査等のタイミングは、ご相談させていただくことがありますので、ご承知おきください。

### 4. 2 申込・連絡等

申請にあたりましては、随時、お問い合わせ下さい。ホームページ等に掲載の別紙「自主保安高度化調査及び自主保安高度化開放検査時期設定調査の申込、申請受付等のスケジュールについて」の「現地調査又はWEB調査」の希望する期間に該当する「現地調査又はWEB調査希望日の連絡」に記載の期日までに協会保安技術部門保安業務グループまで現地調査又はWEB調査の希望日を連絡してください。

### 4. 3 申請の受付

協会は、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所から、事業所ごとに次に定める申請を受け付けます。

なお、自主保安高度化開放検査時期設定調査は、自主保安高度化事業者又は自主保安高度化調査を同時に申請する事業者に限ります。

#### 4. 3. 1 自主保安高度化調査

申請者は、特定自主通達様式第6「自主保安高度化事業者調査申請書」に4. 4. 1 (2)に掲げる書類及び8. 1 (1)に掲げる手数料の銀行振込票等を添えて、協会保安技術部門保安業務グループに申請してください。なお、自主保安高度化調査と自主保安高度化開放検査時期設定調査を同時に申請する場合は8. 1 (3)に掲げる手数料になります。

#### 4. 3. 2 自主保安高度化開放検査時期設定調査

申請者は、特定自主通達様式第6の2「自主保安高度化開放検査時期設定調査申請書」に4. 4. 2 (2)に掲げる書類及び8. 1 (2)に掲げる手数料の銀行振込票等を添えて、協会保安技術部門保安業務グループに申請してください。なお、自主保安高度化調査と自主保安高度化開放検査時期設定調査を同時に申請する場合は8. 1 (3)に掲げる手数料になります。

#### 4. 4 調査申請書、調査申請書類

調査申請書等は、以下の注意事項を踏まえて作成してください。なお、4. 4. 1 (2)及び4. 4. 2 (2)調査申請書類は必要最低限の構成としてください。その他の関係書類については、必要に応じて現地調査時に確認をさせていただきます。

##### 4. 4. 1 自主保安高度化調査

###### (1) 自主保安高度化事業者調査申請書

調査申請書中「申請の種類」の欄は、新規、更新を明確に記入してください。

###### (2) 調査申請書類

###### ①企業の概要

設立年月日、資本金及び資本関係、事業所又は第一種貯蔵所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

###### ②認定を受けようとする法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の概要

設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図、及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図  
 なお、製造事業所にあつては、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図についても記載してください。

###### ③調査申請書類記載事項（調査申請書類本文）〈参考2 表1参照〉

特定自主通達に定める認定の基準を踏まえて、要求事項を満足していることを示した説明文書を記載ください。

##### 4. 4. 2 自主保安高度化開放検査時期設定調査

###### (1) 自主保安高度化開放検査時期設定調査申請書

① 調査申請書中「申請の種類」の欄は、新規、更新を明確に記入してください。

② 「開放検査時期の設定を行う特定施設」の欄は、都道府県知事（管轄が指定都市の場合にあつては指定都市の長）（以下、「都道府県知事等」という。）の許可を受けた施設名を記入してください。

###### (2) 調査申請書類

###### ①企業の概要

設立年月日、資本金及び資本関係、事業所又は第一種貯蔵所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

- ②認定を受けようとする法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の概要  
 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図  
 なお、製造施設に係る申請者にあつては、主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図についても記載してください。
- ③調査申請書類記載事項（調査申請書類本文）〈参考4 表2参照〉  
 特定自主通達に定める認定の基準を踏まえて、要求事項を満足していることを示した説明文書を記載ください。

なお、自主保安高度化調査と同時に申請する場合は4. 4. 2 (2) ①及び②は省略できます。

#### 4. 5 提出方法及び部数

##### 4. 5. 1 自主保安高度化調査

電子申請又は書面申請のいずれかにより提出してください。

電子申請の場合は、4. 4. 1 (1) 及び(2)の電子データ一式を提出してください。

書面申請の場合の提出部数は7部とします。ただし、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所の場合の提出部数は5部とします。

- (1) 分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）
- (2) 容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）

##### 4. 5. 2 自主保安高度化開放検査時期設定調査

電子申請又は書面申請のいずれかにより提出してください。

電子申請の場合は4. 4. 2 (1) 及び(2)の電子データ一式を提出してください。

書面申請の場合の提出部数は6部とします。

#### 4. 6 申請調査書類における個人情報の取り扱いについて

申請調査書類に記載された個人情報（連絡先、資格要件に係る経歴等）は、調査業務のため必要な範囲において利用します。

#### 5. 調査の実施

協会は、原則として次に定めるところにより調査を行います。

ただし、申請受付後であっても調査を終了するまでに以下のような事実又は事象が明らかになった場合は、行政機関（国又は、都道府県（管轄が指定都市の場合にあつては指定都市）（以下、「都道府県等」という。））による判断が示されるまで一時的に調査を休止することがあります。

- (1) 高圧ガス保安法に係る違反の疑義が生じた場合

- (2) 高圧ガス保安法に係る事故が発生した場合
- (3) 他法規等に係る違反の疑義が生じた場合
- (4) 他法規等に係る事故が発生した場合
- (5) 虚偽の説明など不正に関する疑義が生じた場合

また、行政機関（国又は都道府県等）による判断が文書による注意以上であった場合は、自主保安高度化調査にあつては特定自主通達 Ⅱ. 5. (1) の基準、自主保安高度化開放検査時期設定調査にあつては特定自主通達 Ⅱ. 5. (2) の基準に適合していないものとする場合があります。

## 5. 1 調査

### 5. 1. 1 自主保安高度化調査

- (1) 調査は、書類審査及び現地調査又はこれに類する調査により行います。

WEB調査は、図面、写真及び映像その他必要な資料の確認を実施します。

この場合は、原則として認定された後3ヶ月以内に5. 4の現地確認を行います。ただし、災害その他やむを得ない事由により、3ヶ月以内の実施が難しい場合は、やむを得ない事由が収束後に行います。

また、WEB調査を実施する場合は、WEB会議システムの使用や(4)の必要資料等の電子媒体又は紙媒体での事前提出など、WEB調査実施に伴う作業等について調整いたします。

- (2) 現地調査又はWEB調査の日数は2日以内とします。
- (3) ただし、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所の場合は、1日半程度とします。
  - ① 分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）
  - ② 容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）
- (4) WEB調査を受けようとする場合にあつては、特定自主通達に定める認定の各基準を満たすことを確認できる資料の内、協会が指定する資料を調査時に提示してください。

### 5. 1. 2 自主保安高度化開放検査時期設定調査

- (1) 調査は、書類審査及び現地調査又はこれに類する調査により行います。

WEB調査は、図面、写真及び映像その他必要な資料の確認を実施します。

また、WEB調査を実施する場合は、WEB会議システムの使用や(3)の必要資料等の電子媒体又は紙媒体での事前提出など、WEB調査実施に伴う作業等について調整いたします。

- (2) 現地調査又はWEB調査の日数は1日以内とします。なお、自主保安高度化調査と同時の申請の場合は、自主保安高度化調査の期間内に行います。
- (3) WEB調査を受けようとする場合にあつては、特定自主通達に定める認定の各基準を満たすことを確認できる資料の内、協会が指定する資料を調査時に提示してください。

## 5. 2 調査員

調査は、原則として外部有識者、申請事業所を管轄する都道府県等担当者及び協会役員で構成された調査小委員会により行います。

## 5. 3 現地調査又はWEB調査方法

### 5. 3. 1 自主保安高度化調査の現地調査又はWEB調査方法

現地調査又はWEB調査は原則として次に定めるところにより行います。

ただし、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所の場合は、5. 3. 2の現地調査又はWEB調査方法となります。

①分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）

②容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）

#### (1) 第1日目（申請内容の説明）

調査申請書の内容について、申請者側から説明を受け、質疑及び必要に応じ現場確認を行います。なお、(1)の説明又は質疑における申請者側の出席者は原則10人以下としてください。ただし、申請者側のご都合により出席者を追加いただくことを妨げるものではありません。申請の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考：第1日目の調査は原則として外部有識者、都道府県等担当者及び協会役員によって行います。

#### (2) 第2日目（書類審査）

第1日目の説明に基づいて、自主保安高度化事業所の要求事項に基づく本社及び保安管理システムに関する規程・基準類及び記録類を確認します。

なお、申請者の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考：書類確認は原則として協会職員及び、都道府県等担当者によって行います。

### 5. 3. 2 自主保安高度化調査の現地調査又はWEB調査方法（分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）、容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）のみを有する事業者の調査の場合）

現地調査又はWEB調査は原則として次に定めるところにより行います。

#### (1) 第1日目（申請内容の説明 半日から1日程度）

調査申請書の内容について、申請者側から説明を受け、質疑及び必要に応じ現場確認を行います。申請の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考：第1日目の調査は原則として外部有識者、都道府県担当者及び協会役員によって行います。

#### (2) 第2日目（書類確認 半日から1日程度）

第1日目の説明に基づいて、自主保安高度化事業所の要求事項に基づく本社及び保安管理システムに関する規程・基準類及び記録類を確認します。



なお、申請者の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考：書類確認は原則として協会職員及び都道府県等担当者によって行います。

### 5. 3. 3 自主保安高度化開放検査時期設定調査

現地調査又はWEB調査は原則として次に定めるところにより行います。

なお、自主保安高度化調査と同時の申請の場合は、自主保安高度化調査の期間内に行います。

#### (1) 申請内容の説明（半日程度）

調査申請書の内容について、申請者側から説明を受け、質疑及び必要に応じ現場確認を行います。なお、(1)の説明又は質疑における申請者側の出席者は原則10人以下としてください。ただし、申請者側のご都合により出席者を追加いただくことを妨げるものではありません。申請の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考：申請内容の調査は原則として外部有識者、都道府県等担当者及び協会役職員によって行います。

#### (2) 書類審査（半日程度）

(1)の説明に基づいて、自主保安高度化事業者開放検査時期設定の認定基準に基づく規程・基準類及び記録類を確認します。

なお、申請者の担当部署は、当該担当部分のみの説明で退席していただいても構いません。

備考：書類確認は原則として協会職員及び、都道府県等担当者によって行います。

## 5. 4 自主保安高度化調査のWEB調査に係る現地確認方法

現地確認は、WEB調査を行った事項について行います。具体的な内容は、WEB調査結果を踏まえ、必要な内容に応じて実施します。

## 6. 調査結果及び評価の決定

自主保安高度化調査及び自主保安高度化開放検査時期設定調査の調査結果及び評価の決定は、次に定めるところによります。

(1) 申請案件に対する調査結果の評価は、調査を行った調査小委員会の調査結果の報告に基づき、協会内に設置された調査委員会において行います。

(2) 協会は、調査委員会の調査結果の評価に基づき、申請案件に対する調査結果及び評価の決定を行います。

## 7. 調査証の交付等

### 7. 1 調査証の交付及び報告

#### 7. 1. 1 自主保安高度化調査

(1) 協会は、自主保安高度化調査に係る申請案件についての調査結果が特定自主通

達 II. 5. (1) の基準に適合していると認めるときは、当該申請事業所に対し、特定自主通達様式7「自主保安高度化事業者調査証」を交付します。

また、申請事業者が希望する場合には、様式第403-4「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてII. 3. (1)に基づく調査結果及び評価」を発行します。この場合、希望により調査結果のみとして評価は不要とすることも可能です。

(2) 協会は、(1)の交付をしたときは、様式第403-1「自主保安高度化事業者調査報告書」に、様式第403-4「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてII. 3. (1)に基づく調査結果及び評価」を添えて、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事等へ報告します。

#### 7. 1. 2 自主保安高度化開放検査時期設定調査

(1) 協会は、自主保安高度化事業者開放検査時期設定調査に係る申請案件についての調査結果が特定自主通達 II. 5. (2) の基準に適合していると認めるときは、当該申請事業所に対し、特定自主通達様式7の2「自主保安高度化事業者開放検査時期設定調査証」を交付します。

また、申請事業者が希望する場合には、様式第403-8「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてII. 3の2. (1)に基づく調査結果及び評価」を発行します。この場合、希望により調査結果のみとして評価は不要とすることも可能です。

(2) 協会は、(1)の交付をしたときは、様式第403-5「自主保安高度化開放検査時期設定調査に係る調査報告書」に、様式第403-8「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてII. 3の2. (1)に基づく調査結果及び評価」を添えて、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事等へ報告します。

### 7. 2 調査不適合報告書の通知

#### 7. 2. 1 自主保安高度化調査

(1) 協会は、自主保安高度化調査に係る申請案件についての調査結果が特定自主通達 5. (1) の基準に適合していないと認めるときは、当該申請事業所に対し、様式第403-2「自主保安高度化事業者の認定に係る調査不適合通知書」を通知します。

また、申請事業者が希望する場合には、様式第403-4「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてII. 3. (1)に基づく調査結果及び評価」を発行します。この場合、希望により調査結果のみとして評価は不要とすることも可能です。

(2) 協会は、(1)の通知をしたときは、様式第403-3「自主保安高度化事業者の認定に係る調査不適合報告書」に、様式第403-4「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてII. 3. (1)に基づく調査結果及び評価」を添えて、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事等へ報告します。

## 7. 2. 2 自主保安高度化開放検査時期設定調査

(1) 協会は、自主保安高度化開放検査時期設定調査に係る申請案件についての調査結果が特定自主通達 5. (2) の基準に適合していないと認めるときは、当該申請事業所に対し、様式第403-6「自主保安高度化開放検査時期設定調査に係る調査不適合通知書」を通知します。

また、申請事業者が希望する場合には、様式第403-8「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3の2. (1) に基づく調査結果及び評価」を発行します。この場合、希望により調査結果のみとして評価は不要とすることも可能です。

(2) 協会は、(1) の通知をしたときは、様式第403-7「自主保安高度化開放検査時期設定調査に係る調査不適合報告書」に、様式第403-8「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3の2. (1) に基づく調査結果及び評価」を添えて、当該申請事業所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事等へ報告します。

## 7. 3 調査証交付までの標準処理期間

協会は、調査証交付までの標準処理期間を90日以内とし、その期間内に調査証を交付します。

なお、標準処理期間の起点日は、現地調査又はWEB調査日とします。

ただし、5. のただし書きにより調査を休止した期間及び12月29日～12月31日、1月1日～1月3日並びに4月及び5月の祝祭日は標準処理期間に含まれません。

## 8. 手数料等

8. 1に掲げる調査申請手数料を8. 2に記載の銀行振込先へお振込みください。

なお、調査申請手数料については、申請受理後、正当な事由がある場合を除き、返金いたしません。

### 8. 1 調査申請手数料

(1) 自主保安高度化調査の申請

自主保安高度化調査申請手数料	1,460,000円
----------------	------------

上記において、以下に掲げる高圧ガス設備のみを有する事業所の当該調査に係る手数料は、915,000円とする。

- ① 分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）
- ② 容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）

(2) 自主保安高度化開放検査時期設定調査の申請

自主保安高度化開放検査時期設定調査申請手数料	1,114,000円
------------------------	------------

## (3) (1) 及び (2) の同時の申請

(1) 及び (2) の調査申請手数料	2,221,000円
---------------------	------------

上記において (1) ①又は②に掲げる高圧ガス設備のみを有する事業所の調査に係る手数料は、1,474,000円 とする。

## 8. 2 銀行振込先

銀行名 : 三菱UFJ銀行 本店  
 口座名 : 高圧ガス保安協会  
 口座番号 : (普通) 7640410

調査申請時に銀行振込票のコピーを1部持参添付してください。

附 則 このマニュアルは、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則 このマニュアルは、平成30年 2月 7日から施行する。

附 則 このマニュアルは、令和 元年10月 1日から施行する。

附 則 このマニュアルは、令和 2年 8月19日から施行する。

附 則 このマニュアルは、令和 4年 1月 1日から施行する。

附 則 このマニュアルは、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則 このマニュアルは、令和 5年12月21日から施行する。

注：なお、このマニュアルは定期的（3年毎）に見直しが行われます。

## 別紙

## 年度 自主保安高度化調査及び自主保安高度化開放検査時期設定調査の 申込、申請受付等のスケジュールについて

自主保安高度化調査及び自主保安高度化開放検査時期設定調査に係る調査の申込、申請受付等のスケジュールです。

なお、大臣認定日については従来の実績を目安としています。

また、調査証は、現地調査又はWEB調査日から、原則90日以内に交付いたします。

申請申込及び現地調査又はWEB調査希望日の連絡(第3希望まで)をメール等にてご連絡下さい。

	回次	申請申込及び現地調査又は WEB調査希望日の連絡	受付日程 (申請書の提出)	現地調査又は WEB調査	調査証交付	大臣認定の目安
1	第 回	1月第1週まで	4月第1週～ 4月第2週 (2週間)	5月第2週～ 6月第2週 (5週間)	7月下旬	9月頃
2	第 回	3月第4週まで	6月最終週 ～7月第1週 (2週間)	8月第1週 ～9月第1週 (5週間)	10月下旬	12月頃
3	第 回	6月第4週まで	9月最終週～ 10月第1週 (2週間)	11月第2週～ 12月第2週 (5週間)	1月下旬	3月頃
4	第 回	9月第4週まで	1月第2週～ 1月第3週 (2週間)	2月第2週～ 3月第2週 (5週間)	4月下旬	6月頃

＜問い合わせ＞ 高圧ガス保安協会 保安技術部門 保安業務グループ 認定調査チーム

TEL. 03-3436-6103 FAX. 03-3438-4163

e-mail [hpg@khk.or.jp](mailto:hpg@khk.or.jp)

注意事項) 申請受付数の状況によって、現地調査等のタイミングは、ご相談させていただくことがありますので、ご承知おきください。

様式第403-1

一般、液石、 特定の別を記 入する
-------------------------

## 自主保安高度化事業者調査報告書

年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事 殿  
市長

高圧ガス保安協会  
会長 印

一般高圧ガス保安規則第15条第1項第8号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第8号又はコンビナート等保安規則第14条第1項第8号に基づく認定に係る特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3. (1)に基づき高圧ガス保安協会が調査した結果、下記の事業所に対し、同Ⅱ. 3. (3)に基づき自主保安高度化事業者調査証を交付したので報告します。

### 記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
自主保安高度化事業者調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号
備考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第403-2

一般、液石、 特定の別を記 入する
-------------------------

## 自主保安高度化事業者の認定に係る 調査不適合通知書

殿

年 月 日

高圧ガス保安協会  
会長 印

年 月 日付けで下記のとおり申請のあった自主保安高度化事業者の認定に係る調査の結果、下記の理由により不適合になったことを通知します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第403-3

一般、液石、 特定の別を記 入する
-------------------------

## 自主保安高度化事業者の認定に係る 調査不適合報告書

年 月 日

産業保安監督部長  
都道県知事 殿  
市長

高圧ガス保安協会  
会長 印

年 月 日付けで下記の事業所から申請のあった自主保安高度化事業者の認定に係る調査の結果、下記の理由により不適合になったことを報告します。

### 記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第403-4

年 月 日

高圧ガス保安協会 調査証番号

## 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について

## Ⅱ. 3. (1) に基づく調査結果及び評価

申請事業所名：〇〇株式会社 〇〇事業所（新規・更新）

特定自主通達の認定基準	特記事項
(定義) 第一条 (略)	
(本社の保安に係る基本姿勢) 第二条 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念及び基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	
(保安管理システム) 第三条 事業所は、保安管理システムを確立するとともに評価及び見直しを実施し、継続的改善を図ること。	
(保安管理方針) 第四条 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、保安管理方針を明確に定め、文書化すること。	
(保安に影響を与える危険源) 第五条 事業所は、保安に影響を与える危険源の特定を実施すること。 2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとする。	
(保安管理目標) 第六条 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の危険源に配慮した保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化すること。	
2 保安管理活動を行う組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化すること。	

<p>(保安管理計画)</p> <p>第七条 事業所は、保安管理目標を達成するための手段等を含む保安管理計画を策定し、維持すること。</p>	
<p>(事業所の体制等)</p> <p>第八条 事業所長は、保安管理システムの維持向上を図るため設備的及び人的な資源配分を適切に実施すること。</p>	
<p>2 事業所は、保安管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を定めること。</p> <p>一 体制</p> <p>次に掲げるイからハまでに定める保安管理機能、運転管理機能及び設備管理機能を有する者又は組織があること。なお、各機能が適切に運用される場合にあつては、複数の機能を同一の個人又は組織が有することを妨げない。</p> <p>イ 保安管理機能</p> <p>(1) 保安管理に係る意見を設備管理及び運転管理に反映できること。</p>	
<p>(2) 事業所の保安管理システムを統括できること。</p>	
<p>ロ 運転管理機能</p> <p>(1) 運転員が交替する場合は、交替及び引継ぎを適切に実施できること。</p>	
<p>(2) 運転状態を監視するため、高圧ガス設備の日常点検を実施できること。</p>	
<p>ハ 設備管理機能</p> <p>(1) 運転を担当する者と工事を担当する者との引継ぎ及び引渡しについて適切に管理できること。</p>	
<p>(2) 設備補修に係る計画等に沿って通常検査及び定期検査を実施できること。</p>	

<p>(3) 製造施設の新設、増設又は変更にあつての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に必要な事項について配慮できること。</p>	
<p>二 役割 イ 事業所内で発生した事故等について再発防止に努めること。</p>	
<p>ロ スタートアップ、シャットダウン及び緊急シャットダウンを実施する際の責任の所在及び作業体制を定めること。</p>	
<p>ハ 変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順を定めること。</p>	
<p>ニ 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があつた場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。</p>	
<p>三 資格 各管理機能の責任者は、経験十年以上(管理機能の経験年数を通算する。)又は同等の知識及び経験を有している者であること。</p>	
<p>四 協力会社に関する事項 協力会社を使用する場合は、協力会社の管理を適切に実施すること。</p>	
<p>(教育訓練) 第九条 事業所は、保安管理活動を行う全ての就業者に適切な教育訓練を実施すること。</p>	
<p>(情報の連絡) 第十条 事業所は、事業所内の情報の連絡を適切に実施すること。</p>	
<p>(保安管理システムに関する文書作成及び管理) 第十一条 事業所は、保安管理活動に必要な文書を維持及び管理すること。</p>	

<p>(記録) 第十二条 事業所は、保安全管理活動に必要な記録を維持すること。</p>	
<p>(緊急事態への準備及び対応) 第十三条 事業所は、緊急事態を想定し、緊急時対応訓練を定期的を実施すること。</p>	

<p>総 評</p>	<p>【総評】</p> <p>【優れている点】</p> <p>【更に改善が期待される点】</p>
<p>総合評価</p>	

様式第403-5

一般、液石、 特定の別を記 入する
-------------------------

## 自主保安高度化開放検査時期設定調査 に係る調査報告書

年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事 殿  
市長

高圧ガス保安協会  
会長 印

一般高圧ガス保安規則第15条第1項第8号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第8号又はコンビナート等保安規則第14条第1項第8号に基づく認定に係る特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 3の2. (1)に基づき高圧ガス保安協会が調査した結果、下記の事業所に対し、同Ⅱ. 3の2. (6)に基づき自主保安高度化事業者開放検査時期設定調査証を交付したので報告します。

## 記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
開放検査時期の設定を行う 特定施設	
自主保安高度化事業者 開放検査時期設定調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号
備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第403-6

一般、液石、 特定の別を記 入する
-------------------------

## 自主保安高度化開放検査時期設定調査 に係る調査不適合通知書

年 月 日

殿

高圧ガス保安協会  
会長 印

年 月 日付けで下記のとおり申請のあった自主保安高度化開放検査時期設定調査の結果、下記の理由により不適合になったことを通知します。

記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
開放検査時期の設定を行う 特定施設	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第403-7

一般、液石、 特定の別を記 入する
-------------------------

## 自主保安高度化開放検査時期設定調査 に係る調査不適合報告書

年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事 殿  
市長

高圧ガス保安協会  
会長 印

年 月 日付けで下記の事業所から申請のあった自主保安高度化開放検査時期設定調査の結果、下記の理由により不適合になったことを報告します。

## 記

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
調査の種類	
開放検査時期の設定を行う 特定施設	
不適合の理由	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第403-8

年 月 日

高圧ガス保安協会 調査証番号

**特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について**  
**Ⅱ. 3の2.(1)に基づく調査結果及び評価**

申請事業所名：〇〇株式会社 〇〇事業所（新規・更新）

特定自主通達の要求事項	特記事項
<p>第一条 事業所は、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、かつ、確実に実施すること。</p> <p>一 機器の寿命管理に関する事項            文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録を解析し、その解析結果を踏まえて機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した寿命管理や補修を行うこと。</p>	
<p>二 開放検査体制に関する事項</p> <p>(1) 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項</p> <p>(2) 開放検査方法に関する事項。</p> <p>(3) 各機器の取替え時期の決定に関する事項。</p> <p>(4) その他開放検査の実施に当たって必要な事項。</p>	
<p>三 検査記録等の活用に関する事項</p> <p>保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等において活用できること。</p>	
<p>第二条 事業所は、前条に掲げる事項を実施する際の責任の所在及び担当組織を明確に定め、かつ文書化すること。ただし、事業所が前条のうち一及び二(1)～(3)に掲げる事項を実施する際に関係会社又は協力会社を活用する場合にあっては、当該事項を実施する際の責任の所在は当該事業所にあることを要する</p>	



<p>総 評</p>	<p>【総評】</p> <p>【優れている点】</p> <p>【更に改善が期待される点】</p>
<p>総合評価</p>	

## 【参考1】

## 〔自主保安高度化事業者調査申請書類等 構成図例〕

順	名称	参考
1	特定自主通達様式第6（Ⅱ3.（2）関係） 自主保安高度化事業者調査申請書	自主保安高度化事業者調査マニュアル Ⅰ. 4. 4（2）
2	連絡先	
3	企業の概要	特定自主通達Ⅱ. 2.（1）①、3.（2） 自主保安高度化事業者調査マニュアル Ⅰ. 4. 4（2）①
4	認定を受けようとする事業所又は貯蔵所の概要	特定自主通達Ⅱ. 2.（1）②、3.（2） 自主保安高度化事業者調査マニュアル Ⅰ. 4. 4（2）②
5	認定基準に適合していることを説明した書類	特定自主通達Ⅱ. 5.（1）別添1 特定自主通達Ⅱ. 3.（2）

【参考2】

自主保安高度化事業者に係る  
調査申請書類の作成について

高圧ガス保安協会

自主保安高度化事業者に係る調査申請書類の作成について、下記のように参考資料を作成致しましたので、調査申請書類作成時に参照をお願い申し上げます。

1. 認定基準について

認定取得の要件については特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 5. (1)別添1に示す認定基準を参照して下さい。

2. 調査申請書類の記載内容について

調査申請書類の記載内容については、原則として、認定基準を満足することを示した説明文書を申請書類の中に記載して下さい。詳細内容につきましては、下記の認定基準に対応する申請書類記載内容を示した表1を作成致しましたのでこちらを参照して下さい。

表内の記載内容の説明については、特に説明が必要なものを明記しております。その他の記載内容については、認定基準の要件を満足することを示した説明文書を記載して下さい。

(I)特定自主通達:「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」  
(20180323 保局第6号 平成30年3月30日)

最新改正情報は経済産業省HP等でご確認ください。

以上

表1: 自主保安高度化事業者に係る認定基準

認定基準	申請書類記載内容
<p>(定義)</p> <p>第一条 本基準において使用する用語は、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 保安管理システム 事業所の保安管理活動を促進するために、方針及び目標を定め、それらを達成するために、計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組み。事業所の保安管理方針を明確に定め、実施し、達成し、見直し及び維持するための、体制、責任、手順及び資源(人材、予算、物資及び専門的技術を含む。)を含む。</p> <p>二 危険源 事故の発生をもたらす潜在的な危険性。</p> <p>三 危険源の特定 危険源の存在を認識し、かつ、その特性を明確にするための一連の措置。</p> <p>四 保安管理方針 事業所の保安の確保に関する方針。</p> <p>五 保安管理目標 保安管理システムの実施状況に関して、事業所が達成すべきものとして可能な限り定量的に自ら設定する目標。</p> <p>六 保安管理計画 保安管理目標を達成するための計画。</p> <p>七 変更管理 製造工程、製造設備、製造に係る条件、運転手順、原料等に対する恒久的又は一時的な変更を行う場合、その変更によって保安に影響を与える危険源を特定し、これに対して必要な一連の措置を講じること。</p>	

認定基準	申請書類記載内容
<p>八 継続的改善 本社の保安管理の基本方針及び事業所の保安管理方針に沿って事業所の保安管理活動の改善を達成するために、保安管理システムの水準を向上させる一連の措置。</p>	/
<p>(本社の保安に係る基本姿勢) 第二条 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念及び基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。</p>	<p>第二条 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(保安管理システム) 第三条 事業所は、保安管理システムを確立するとともに評価及び見直しを実施し、継続的改善を図ること。</p>	<p>第三条 保安管理システムを確立し、評価及び見直しを実施し、継続的に改善していることを示した説明文書</p>
<p>(保安管理方針) 第四条 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、保安管理方針を明確に定め、文書化すること。</p>	<p>第四条 具体的な保安管理方針を示した説明文書</p>
<p>(保安に影響を与える危険源) 第五条 事業所は、保安に影響を与える危険源の特定を実施すること。 2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとする。</p>	<p>第五条 第1項 要件を満足することを示した説明文書 第2項 (事業所としての)危険源に関する情報が最新のものとなっていることを示した説明文書</p>
<p>(保安管理目標) 第六条 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の危険源に配慮した保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化すること。</p>	<p>第1項 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>2 保安管理活動を行う組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化すること。</p>	<p>第2項 第1項の保安管理目標に対し、各部門でブレークダウンした保安管理目標の具体的内容及びその説明文書</p>

認定基準	申請書類記載内容
<p>(保安管理計画)</p> <p>第七条 事業所は、保安管理目標を達成するための手段等を含む保安管理計画を策定し、維持すること。</p>	<p>第七条</p> <p>要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(事業所の体制等)</p> <p>第八条 事業所長は、保安管理システムの維持向上を図るため設備的及び人的な資源配分を適切に実施すること。</p>	<p>第八条</p> <p>要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>2 事業所は、保安管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を定めること。</p> <p>一 体制</p> <p>次に掲げるイからハまでに定める保安管理機能、運転管理機能及び設備管理機能を有する者又は組織があること。なお、各機能が適切に運用される場合にあつては、複数の機能を同一の個人又は組織が有することを妨げない。</p> <p>イ 保安管理機能</p> <p>(1) 保安管理に係る意見を設備管理及び運転管理に反映できること。</p>	<p>イ</p> <p>(1) 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(2) 事業所の保安管理システムを統括できること。</p>	<p>(2) 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>ロ 運転管理機能</p> <p>(1) 運転員が交替する場合は、交替及び引継ぎを適切に実施できること。</p>	<p>ロ</p> <p>(1) 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(2) 運転状態を監視するため、高圧ガス設備の日常点検を実施できること。</p>	<p>(2) 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>ハ 設備管理機能</p> <p>(1) 運転を担当する者と工事を担当する者との引継ぎ及び引渡し</p>	<p>ハ</p> <p>(1) 要件を満足することを示した説明文書</p>

認定基準	申請書類記載内容
について適切に管理できること。	
(2) 設備補修に係る計画等に沿って通常検査及び定期検査を実施できること。	(2) 要件を満足することを示した説明文書
(3) 製造施設の新設、増設又は変更にあたっての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に必要な事項について配慮できること。	(3) 要件を満足することを示した説明文書
二 役割 イ 事業所内で発生した事故等について再発防止に努めること。	二 イ 要件を満足することを示した説明文書 (事故等の発生状況(高圧ガス事故、石炭法上の異常現象、労安法上の労働災害)を含む)。
ロ スタートアップ、シャットダウン及び緊急シャットダウンを実施する際の責任の所在及び作業体制を定めること。	ロ 要件を満足することを示した説明文書
ハ 変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順を定めること。	ハ 変更管理の方法及び変更管理の具体例を示した説明文書
ニ 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。	ニ 要件を満足することを示した説明文書
三 資格 各管理機能の責任者は、経験十年以上(管理機能の経験年数を通算する。)又は同等の知識及び経験を有している者であること。	三 要件を満足することを示した説明文書
四 協力会社に関する事項 協力会社を使用する場合は、協力会社の管理を適切に実施すること。	四 要件を満足することを示した説明文書

認定基準	申請書類記載内容
<p>(教育訓練)</p> <p>第九条 事業所は、保安管理活動を行う全ての就業者に適切な教育訓練を実施すること。</p>	<p>第九条 訓練計画、実施実績等を示した説明文書</p>
<p>(情報の連絡)</p> <p>第十条 事業所は、事業所内の情報の連絡を適切に実施すること。</p>	<p>第十条 要件を満足することを示した説明文書</p>
<p>(保安管理システムに関する文書作成及び管理)</p> <p>第十一条 事業所は、保安管理活動に必要な文書を維持及び管理すること。</p>	<p>第十一条 文書作成及び保存方法、文書の改訂履歴の管理方法を示した説明文書、文書の保管期限等の具体例</p>
<p>(記録)</p> <p>第十二条 事業所は、保安管理活動に必要な記録を維持すること。</p>	<p>第十二条 記録の管理方法等を示した説明文書</p>
<p>(緊急事態への準備及び対応)</p> <p>第十三条 事業所は、緊急事態を想定し、緊急時対応訓練を定期的を実施すること。</p>	<p>第十三条 実施実績等を示した説明文書</p>



## 【参考3】

〔自主保安高度化開放検査時期設定調査 調査申請書類等 構成図例〕

順	名称	参考
1	特定自主通達様式第6の2(Ⅱ3の2. (2)関係)自主保安高度化開放検査時期設定調査申請書	自主保安高度化事業者調査マニュアル Ⅱ. 4. 4 (1)
2	連絡先	
3	企業の概要	特定自主通達Ⅱ. 2. (4)①、3の2. (2) 自主保安高度化事業者調査マニュアル Ⅱ. 4. 4 (2) ①
4	調査を受けようとする事業所又は貯蔵所の概要	特定自主通達Ⅱ. 2. (4)②、3の2. (2) 自主保安高度化事業者調査マニュアル Ⅱ. 4. 4 (2) ②
5	認定基準に適合していることを説明した書類	特定自主通達Ⅱ. 5. (2) 別添2 特定自主通達Ⅱ. 3の2. (2)

【参考4】

自主保安高度化開放検査時期設定調査  
調査申請書類の作成について

高圧ガス保安協会

自主保安高度化開放検査時期設定調査申請書類の作成について、下記のように参考資料を作成致しましたので、調査申請書類作成時に参照をお願い申し上げます。

1. 認定基準について

認定取得の要件については特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてⅡ. 5. (2)別添2に示す認定基準を参照して下さい。

2. 調査申請書類の記載内容について

調査申請書類の記載内容については、原則として、認定基準を満足することを示した説明文書を申請書類の中に記載して下さい。詳細内容につきましては、下記の認定基準に対応する申請書類記載内容を示した表2を作成致しましたのでこちらを参照して下さい。

表内の記載内容の説明については、特に説明が必要なものを明記しております。その他の記載内容については、認定基準の要件を満足することを示した説明文書を記載して下さい。

(I)特定自主通達:「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(内規)」  
(20180323 保局第6号 平成30年3月30日)

最新改正情報は経済産業省HP等でご確認ください。

以上

表2: 自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定基準

認定基準	申請書類記載事項
<p>第一条 事業所は、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、かつ、確実に実施すること。</p> <p>一 機器の寿命管理に関する事項 文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録を解析し、その解析結果を踏まえて機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した寿命管理や補修を行うこと。</p>	<p>第一条 第一号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寿命管理についての基本的考え方を示した説明文書</li> <li>・ 補修要否についての考え方（判定基準等を含む。）を示す説明文書</li> </ul> <p>※ 自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定を受けた者は、対象設備における損傷がKHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)において規定する減肉である場合には、当該設備について実施する開放検査の検査時期をKHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)に基づいて設定することができます。</p>
<p>二 開放検査体制に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項</li> <li>(2) 開放検査方法に関する事項。</li> <li>(3) 各機器の取替え時期の決定に関する事項。</li> <li>(4) その他開放検査の実施に当たって必要な事項。</li> </ol>	<p>第二号</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開放検査の周期又は時期の設定方法の詳細について示した説明文書</li> <li>(2) 開放検査に関する具体的な検査方法を示した説明文書</li> <li>(3) 各機器の取替え時期等についての考え方（取替基準等を含む。）を示した説明文書</li> <li>(4) その他開放検査実施に当たって配慮している事項について示した説明文書</li> </ol>
<p>三 検査記録等の活用に関する事項 保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等において活用できること。</p>	<p>第三号 解析の実施体制及び活用例を示した説明文書</p>
<p>第二条 事業所は、前条に掲げる事項を実施する際の責任の所在及び担当組織を明確に定め、かつ文書化すること。ただし、事業所が前条のうち一及び二(1)～(3)に掲げる事項を実施する際に関係会社又は協力会社を活用する場合にあっては、当該事項を実施する際の責任の所在は当該事業所にあることを要する</p>	<p>第二条 要件を満足することを示した説明文書</p>